

振替納税を利用しませんか！

平素から税務行政につきまして、ご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、江戸川北税務署では、令和2年分の確定申告分の納付につきまして、お届けの預貯金口座から引き落としになる便利な振替納税のご利用をお願いしています。

振替納税を利用すると、振替日（引落日）が納付期限から1か月以上後になるため、資金繰り（納付資金の工面）の面からもメリットがあります。

この機会に、納付には、便利な振替納税を是非ご利用ください。

お手続きは簡単！ 「納付書送付依頼書」に必要事項を記入していただき、納付期限 4月15日（木）まで（必着）に提出するだけです。

なお、ご不明な点がありましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

※ ご注意

- 振替日の前日までに口座残高の確認をお願いします。
- 引落としができなかった場合は、納付期限の翌日（令和3年4月16日）から完納の日まで延滞税がかかる場合があります。
- 振替納税に係る領収証書は金融機関から送付されません。

振替納税を利用すると！

	納付期限		振替日
申告所得税	4月15日（木）	46日後	5月31日（月）
個人事業者の 消費税	4月15日（木）	39日後	5月24日（月）



【連絡先】

江戸川北税務署 徴収部門

電話 03-3683-4281 内線 223・226・236

※自動音声の案内に従い「2」を選択してください。

この文書による行政指導の責任者は江戸川北税務署長です。